福障障福第 3160 号
令和７年 12 月 26 日

指定自立支援医療機関 様

さいたま市福祉局　障害福祉部　障害福祉課長

さいたま市心身障害者医療費支給制度の対象者拡大について（周知）

日頃から、本市の福祉行政についてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、さいたま市心身障害者医療費支給制度について、令和８年１月から下記のとおり対象者の拡大を行います。
つきましては、内容をご理解いただくとともに、対象者の方への周知にご協力をお願いいたします。

記

１　対象者の拡大

新たに支給対象となる方は、**「精神障害者保健福祉手帳２級を所持し、かつ、自立支援医療（精神通院医療）を受給している方」**となります。

※医療費の支給を受けるには登録申請が必要となります。
※６５歳以上で対象となった方や、生活保護を受給している方等、一定の事由に該当する場合、医療費の支給は受けられません。
※既存の対象者（公費負担者番号が「８２」から始まる受給資格証をお持ちの方）とは支給対象となる医療費が異なります（「２　支給対象となる医療費」を参照）。

２　支給対象となる医療費

自立支援医療（精神通院医療）の自己負担金を支給します。

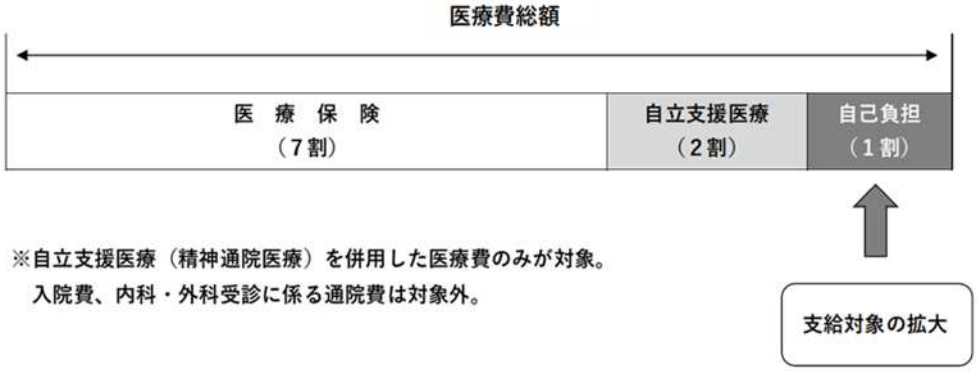

３　対象拡大の時期

令和８年１月診療分から。

４　新たな対象者への支給方法

令和８年１月診療分から６月診療分までの間、医療機関窓口では、今まで通り、自己負担金の支払いを受け、領収証を発行してください。対象者が窓口で支払った医療費は、市において調査の上、「診療月の４か月後の月末以降」に支給します。（※原則、対象者から市への医療費の払い戻しの申請は不要です。）

令和８年６月下旬から７月上旬にかけて、新たな公費負担者番号を付番した受給資格証（公費負担者番号が「８４」から始まる受給資格証）を対象者に交付し、７月診療分以降、**現物給付**（自己負担金を徴収せずにレセプトで請求する支給方法）が可能となる予定です。

７月診療分以降の請求に係る詳細は、別途お知らせいたします。

＜参考＞ 令和８年１月診療分から６月診療分までの医療費の支給方法

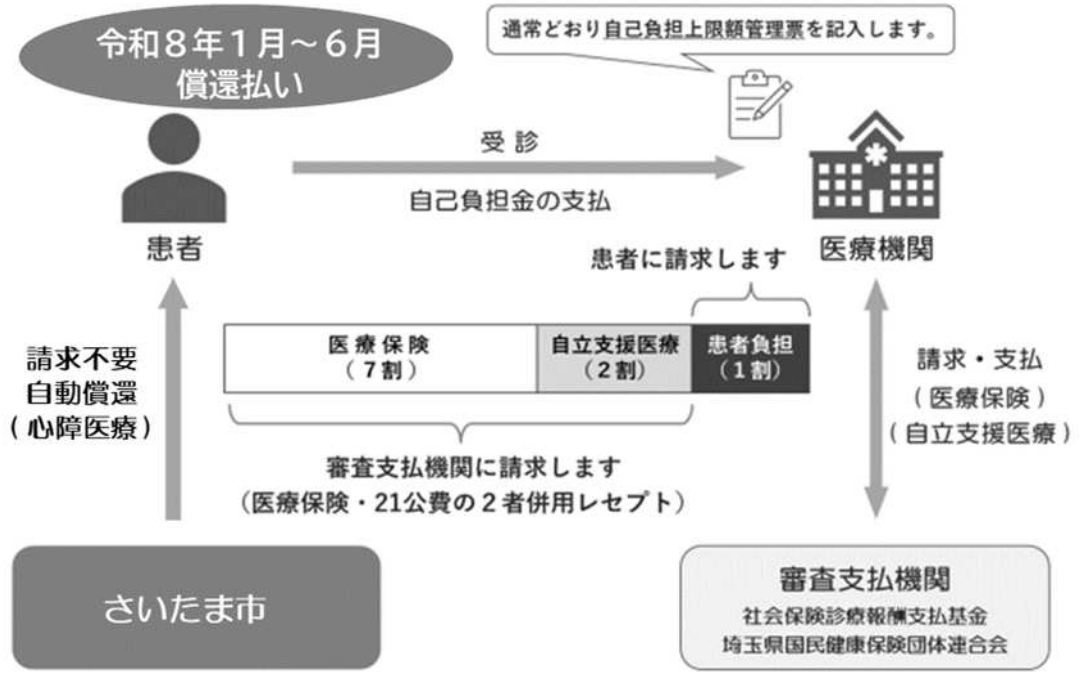

★令和８年６月診療分までは、今まで通り、自立支援医療の自己負担金の支払いを受けてください。

その他、ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

【担当】
福祉局　障害福祉部　障害福祉課
地域生活支援係　根岸・川上・助川・高岡
電話：048-829-1308　FAX：048-829-1981
E-mail：shogai-fukushi@city.saitama.lg.jp